

農家人口については、25～28年までは農林省調各年2月1日人口を用い、調査のない29、30年は28年2月の農家人口と農家戸数から求めた1戸当たり人員と農家経済調査における1戸当たり人員との較差を各年農家経済調査の1戸当たり人員に乗じて修正した人員を、さらに農家戸数に乗じて人口を推計した。市部人口を市部在住非農家人口とし、郡部在住非農家人口は、郡部人口から農家人口を差引いた残りとして推計した。

2 1人当り家計費

各年度とも市部在住非農家の1人当り家計費は、統計局家計調査から品目分類による全部市平均1世帯当り家計費を求め、これを同調査における世帯当たり人員により除して、1人当り家計費をえた。

郡部在住非農家の1人当り家計費は、前記と同一方法によったが、小都市平均家計費を代表せしめた。

農家1人当り家計費は、「農家経済調査年報」より全国平均1戸当り家計費を求め、これを同調査1戸当たり人員により除して、1人当り家計費をえた。ただし30年度については、「農家経済調査年報」未発表のため、同月報から求めた1人当り家計費の29年度から30年度への傾向により、29年度推計額から延長推計した。

(2) 国内民間総資本形成

民間（すなわち個人および民間企業）による、国内における資本形成の総額（減価償却引当を含む）であって、個人住宅の建設と民間企業による生産者耐久施設の形成および在庫品の増加からなっており、後二者は、それぞれ、法人企業によるものと、個人企業によるものにわけられている。

(A) 個人住宅

「建築動態統計」（建設省）より、個人の建設した居住専用建築物と産業併用建築物（ただし、農業併用建築物を除く）の居住用部分とを求める、それらを合計して個人消費用住宅とした。

なお、同統計について推定される着工工事額の過少申請、狭少面積建築（着工届出の対象となっていないもの）の統計もれなどに対し、従来の推計方法と同じく、3割増を見込んで計上した。産業併用建築物の居住用部分の推計に際しては、後者の全体にしめる割合を「個人商工業経済調査」（総理府統計局）などの資料により、全国平均で60%とみなして算出した。

なお、農業併用建築物については、そのすべてを個人企業の農業用生産施設として、この項には計上しなかった。

(B) 法人企業

(a) 生産者耐久施設

資料の関係により一般産業と金融保険業別に推計して、それらを合計した。

(i) 一般産業

まず暦年については、「法人企業統計調査」（大蔵省）を基礎資料とし、次に述べる推計方法によって求めた。すなわち、同調査の「季報」より、30年中有形固定資産「新設」（総生産施設にあたる）額の12月末有形固定資産残高に対する割合を求め、この割合を30年「年報」の有形固定資産残高を基礎として、法人数の伸びの傾向により調整して求めた30年末有形固定資産推計残高(注)に乘じて、総生産施設とした。

次に年度については、上記暦年分に対し、次の方法によって求めた31年1～3月分と29年度推計における30年1～3月分を加減して算出した。すなわち、31年1～3月については、「季報」の1～3月分より、1～3月中有形固定資産「新設」額の有形固定資産期首残高に対する割合を求め、この割合を上記30年末（＝31年初）有形固定資産推計残高に乘じて、31年1～3月分総生産施設とした。

（注）30年末有形固定資産推計残高は、29年度推計における29年末推計残高に対する伸びの傾向を調整するため、「年報」の有形固定資産残高に対し、29年度推計に準じて10%を減じて算出した。これは、同調査の法人数の把握の時期のズレを調整する必要を生じたからである。

(ii) 金融保険業

「経済統計月報」（日銀）などから民間金融機関の営業用有形固定資産の純増を求める、これを純生産施設とみなし、次に営業用有形固定資産残高に、従来と同様に、総合平均償却率5%を乗じて求めた減価償

却費を加えて、総生産施設とした。

(b) 在庫品増加 一般産業についてのみ推計を行った。

まず暦年分については、29年度推計において求められた29年度末（30年3月末）「棚卸資産」推計残高を基礎とし、季報の「棚卸資産」の伸びの傾向に、さらに会社数の伸びの傾向を加えて調整した指標により延長推計して30年末「棚卸資産」残高を推計し、これと29年度推計において求められた29年末「棚卸資産」推計残高との年間増差額を求めて計上した。

次に年度については、上記と同様な方法により、29年末「棚卸資産」推計残高を基礎として求めた30年度末「棚卸資産」推計残高との年度間増差額を計上した。

(c) 個人企業

個人企業については、農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業および運輸通信その他公益事業の6種目産業についてのみ推計を行った。

(a) 農業

従来は「農家経済調査」（農林省）の「農家財産の年度内異動」より農家1戸当たり農業所得に対する総生産施設および在庫品増加の割合を求め、これらの割合を分配面で推計した農業個人業主所得に乗じて推計してきた。30年度については同調査がまだ利用できないので、総生産施設については、「農家経済調査」の減価償却費の伸びの傾向により、29年度分を基礎として延長推計した。また在庫品増加については、同省調「農林水産月報」の「重要物資在庫高」より求めた農家1戸当たり在庫品増加の農業所得に対する割合を適用して算出した。

(b) 製造業、卸小売業

「個人商工業経済調査」（総理府統計局）より、従業員規模別に加重平均（規模別ウェイトについては、個人業主所得算出の場合と同様）した1業種当たり営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の割合を求め、それらの割合を個人業主所得に乗じて推計した。

(c) 鉱業、建設業、運輸通信その他公益事業

直接推計しうる資料がないので、28年度以降は26、27年度において適用した、1業主当たり営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の割合について、両年度を平均した割合を、分配所得で求めた個人業主所得に乗じて求める方法をとることとしているが、30年度についてもその推計方法によった。

なお、26、27年度推計における上記の割合は、「法人企業統計調査」（大蔵省）の「年報」の資本金200万円以下の小法人企業における付加価値に対する総生産施設および在庫品増加の割合を準用したものである。

(3) 経常海外余剰および国際収支差

経常海外余剰は、財貨サービスの収支差、海外からの純所得および本邦人海外純消費の合計であり、これにさらに純贈与を加算したものを国際収支差としている。財貨サービスは「商品」「政府取引」および「その他」の各項の合計である。商品は、一般にいわれる貿易と、非貨幣用金の移動とからなっており、政府取引は、特需、防衛支出金などからなり（この項に含まれている国際機関分担金、恩給を振替とみなし、贈与項目におきかえた）、その他取引は、運輸、保険およびその他サービスからなっている（その他サービス中に含まれている特許権の使用料、その他賃貸料は要素費用とみなして、次項の「海外からの純所得」におきかえた）。海外よりの純所得は、投資収益としての未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支差と特許権使用料、賃貸料等の収支差との合計であり、これは、要素費用として分配国民所得に加算される。本邦人海外純消費は、観光旅行、業務旅行および外交団給与の受取の差額である。

純贈与は、個人送金、機関送金、遺贈、移住者などによる個人純送金（民間取引）と政府純贈与（政府関係機関による一方的な移動）の合計である。贈与のうち機関送金を含めた民間取引を全額個人送金とみなして、その純額を個人支出の個人送金項目として計上している。

国民经济計算は主として英國方式によっているから、貯蓄と投資の勘定で

は貯蓄の側に控除項目として国際収支差が計上され、また国民所得と支出の勘定では支出側に經常海外余剰が計上されている。

(4) 政府の財貨とサービス購入

(A) 中央財政

中央財政は一般会計と特別会計等からなる。一般会計の財貨とサービス購入は「昭和30年度決算見込」(大蔵省)に基づいて推計した。

特別会計は造幣、印刷、食管、国有林野等の一般にその経常的収入がその費用をおおむねカバーしうるような各特別会計(官公企業剩余等参照)、政府機関として専売公社、国鉄、電電公社のほか国民、住宅、農林漁業、中小企業の各金融公庫および開発銀行、輸出入銀行である。

その他残余のすべての特別会計は非企業特別会計に含まれる。

(a) 一般会計

一般会計の財貨とサービス購入は、その歳出総額から財貨サービス購入に見合わない支出額を控除する方法によって推計した。

控除項目の概要は次のとおりである。

(i) 会計間重複

一般会計と特別会計または地方財政との重複分で、特別会計への繰入金(出投資、損失補償、国債費などのための繰入金を除く)、地方財政に対する補給金(交付税および譲与税配付金特別会計への繰入金であって、公共事業費等の補助金などは含まれない)などからなる。

(ii) 価格調整費

輸入食糧に対する価格差補給金として、農林省所管一般会計から食糧管理特別会計へ繰入れた額を計上した。なお、29年度においては、28年度の繰越として決算上あらわれてくるが、30年度決算には計上されない。

この項目は、次の損失補償とともに国民総生産費における補助金を構成する。

(iv) 損失補償

特別会計および政府機関に対する損失補償のための繰入金、ならびに民間または半官半民の諸団体および諸企業への損失補償のための支出を含む。

(c) 出資および投資

この項目は政府出資金等を計上した。すなわち、国民金融、住宅金融、農林漁業金融、中小企業金融等の各公庫への出資金、国際航空事業、日本住宅公団、東北興業株式会社、商工組合中央金庫、移民促進機関出資金等のほか各政府機関、特別会計に対する貸付金、海外移住貸付金、育英資金貸付金等を計上した。

(d) 振替支出

個人に対して無償で交付される支出であって、生活保護費、年金および恩給等が含まれる。すなわち、一般会計における社会保障的経費であって、国民经济計算の財政收支上の振替支出とは異なる(振替所得参照)。

(e) 国債費

一般会計からの国債費として国債整理基金特別会計へ繰入れた額である。

(f) その他

この項目には、不動産購入費とか(i)から(v)のいずれの項目にも属しないものを含めた。たとえば諸国際分担金など、また海外との関係により防衛支出金などもこの項のなかに入れた。

(g) 非企業特別会計

非企業特別会計の財貨とサービス購入は、一般会計と同様に、支出総額より次にあげる控除項目を差引くことによって推計した。すなわち、各特別会計ごとに財貨サービスの購入を算出し、これを合計することによってえられる。

(i) 保険給付金(保険払戻金を含む)

(ii) 他会計へ繰入、他勘定へ繰入

(h) その他（交付金、貸付金、賠償償還および払戻金）

(i) 企業特別会計等

民間諸企業とその取扱を同一にして、分配国民所得に官公事業剩余として所得を計上するほか、ここではその固定資産、在庫品の純増減および減価償却費の合計額を財貨サービスの購入とした。

この推計は財務諸表より推計しているが、決算などの関係で予定損益計算書などで推計しているものもあるから、決算後改訂されるものもある。

(j) 地方財政

普通会計と事業会計および収益会計等に区分される。普通会計は中央財政における一般会計に相当するものであり、事業会計は水道、軌道、自動車、運送、地方鉄道、電気、ガス事業からなる企業会計とし、収益会計とは国民健康保険会計等とみなしている。

財貨サービス購入の推計基礎資料は、地方財政計画を基礎として暫定的に推計している。

(a) 普通会計

中央財政と同様に、支出済歳出総額から財貨とサービス購入に見合わない金額を差引いて推計した。なお、支出済歳出総額については28、29年度の財政計画と決算額との実績の比率を基礎として推定した。

控除項目の概要は次のとおりである。

(i) 会計間重複

従来通り、国支出金および県支出金、事業会計および収益会計への繰入金が含まれる。

(h) 振替支出

生活保護費と恩給費および退職手当の合計額であって、生活保護費は地方負担分、恩給は地方吏員恩給制度に伴うものを財政計画に基づいて推計計上した。

(k) 公共団体工事分担金

国の直轄する公共事業費に含まれる地方財政の分担金であって、中央地方の統計計算の関係から控除される。この計算は中央財政の収入済額に基づいて推計した。

(l) 公債費

中央財政における国債費に相当するもので、事務費を除いた支出額である。

(m) その他

出資金、貸付金および寄付負担金が含まれる。

(n) 事業会計

事業会計の新投資は、資料がないため、自治庁資料に基づき事業会計における借入金を新投資分として計上し、また収益会計などの財貨とサービスの購入も、前年度の1割増として計上した。この推計は、資料の整備をまって訂正されるべきである。

(o) 政府の資本形成

ここにいう政府は、中央財政および地方財政からなるが、政府の資本形成は、中央財政においては一般会計、非企業特別会計の直接建設投資を積上げ方式によって決算書より推定し、それに企業会計における固定資産、在庫品の増減および減価償却費を財務諸表より推計し、地方財政にあっては、普通会計の直接建設投資は、そのまま計上すると重複計算になるので、中央財政より国庫支出金として、地方財政に入る直接建設投資分（公共事業費補助等）を控除して推計し、それに事業会計の新投資を加えて推計している。収益事業会計等の資本形成は、資料がないため推計していない。

(p) 中央財政

(a) 一般会計

一般会計における直接建設投資のための支出内訳は、これを大別すれば次のとおりである。

(i) 公共事業費

(ii) 住宅対策費、公務員宿舎施設費等の事業費からなり、いずれも土地

購入費、事務費は控除される。

(1) 失業対策事業費補助

(2) 以上のはか、官庁營繕費、文教施設費、食糧増産対策費などがある。

(b) 非企業特別会計

特別会計における資本形成は、厚生保険特別会計の業務勘定、船員保険特別会計、国立病院特別会計、労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計、および特定道路特別会計等の公務員宿舎施設費、病院および療養所の新營費、道路事業等の直接建設投資である。

(c) 企業会計

政府の財貨サービス購入の場合と同一である。

(d) 地方財政

(a) 普通会計は、次の諸項目を計上している。

(i) 公共事業費

(ii) 失業対策事業費

(iii) 単独事業費

(b) 収益会計等

資料がないため現在推計を行っていない。

(c) 事業会計

政府の財貨サービス購入の場合と同一である。

なお、政府の財貨とサービス購入は、経支出額より生産に見合わない額を控除した差引方式で推計されているので、政府の資本形成分を含んでいる。したがって、財貨とサービス購入より資本形成分を差引いたものが、政府の財貨とサービスの経常購入として推計されている。

四 政府収入等

(1) 中央財政

中央財政収入は、大蔵省における昭和30年度決算収納済歳入見込によって

推計した。

個人税および税外負担、法人税および税外負担、間接事業税などの区分は次の通りである。

(a) 個人税および税外負担

個人税としては、所得税、相続税などを計上し、税外負担については、個人税的な性質を有するものとして、免許および手数料、懲罰および没収金、弁償および違約金のうち個人分とみなされるもの、授業料および入学検定料、病院収入等を計上した。

(b) 法人税および税外負担

法人税としては、法人の所得および積立金に賦課されるものを計上し、税外負担としては懲罰および没収金、弁償および違約金の法人負担分、および日本銀行納付金を計上した。

(c) 間接事業税

間接税としては酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、取引所税、有価証券取引税、通行税、關稅、印紙税等を計上し、税外負担には専売益金などを計上した。

(2) 地方財政

地方財政の財政収入は、中央財政に準じて地方財政計画の計数をもとにしで暫定的に推計した。

(a) 個人税および税外負担

個人税としては、道府県民税、市町村民税の所得割および均等割の個人分、府県税の狩猟者税、市町村税の自転車税の個人分、税外負担として使用料収入のうち、授業料および幼稚園、保育所の収入、前記以外の免許、手数料収入の個人分を推計した。

(b) 法人税および税外負担

法人税としては、道府県民税および市町村民税の法人分、税外負担としては延滞金および加算金収入の法人分を推計して計上した。

(c) 間接事業税

間接税については、個人税および法人税に計上しない諸税を計上した。税外負担としては、個人分として個人税外負担に計上されない使用料、手数料などを計上した。

(3) そ の 他

(A) 官公事業剩余等

(a) 官公事業

中央財政については、特別会計、政府機関における昭和30年度決算見込における財務諸表にもとづいているが、暫定的に推計しているものもある。企業会計は造幣局、印刷局、資金運用部、貴金属、食糧管理、国有林野、糸価安定、アルコール専売、郵政事業、郵便貯金、簡易生命の各特別会計、その他専売公社、国有鉄道、電電公社等の各種政府関係機関をその範囲とするが、以上の財務諸表より損益計算上の益金および損金を計上し、なお、利益処分として一般会計に納付する分は控除した。

地方財政における公企業は、水道、交通、ガス電気、下水道、公益賃屋等をその範囲とするが、損益計算上の計算はえられないので、昭和29年度の「地方公益企業年鑑」(第2集)(自治庁編)により推計した。

(b) 政府賃貸料収入

中央財政については、一般会計収入、特別会計(非企業特別会計のみ)のうち、官有財産賃付料、寄宿料、版権、特許権収入などの賃貸料収入額を計上した。

地方財政においては財産収入のうち賃貸料と目されるものを計上した。

(c) 政府利子収入

中央財政については、一般会計、特別会計のうち利子収入および配当金収入を計上し、特別会計については支払利子を控除している。

(B) 社会保険に対する負担分

社会保険とは健康保険、厚生年金、船員保険、失業保険、労働者災害補償保険、恩給、官業共済組合、などをいうが、その負担は保険料、納金、

掛金であり、被傭者、雇傭主の負担分からなる。

この推計は、恩給法納付金は一般会計の収納済決算額、その他社会保険関係は、各特別会計の収入済額を基礎にして推計した。

また共済組合掛金の昭和30年度については、その決算額がえられなかつたので、国家公務員共済組合事業月報により推計した。

国民健康保険については昭和29年度の実績を対前年の傾向で延長推計した。

(C) 振替所得

社会保障的な経費のうち、各種社会保険の給付費ならびに生活保護費、恩給、年金などの諸給付からなる。

社会保険については、健康保険、厚生年金、船員保険、労災保険、失業保険などの給付費および保険金を特別会計の決算額により、生活保護費については、一般会計の決算額、自治庁調資料に基づき、地方吏員恩給は地方財政計画によった。恩給、年金については、一般会計決算額および自治庁資料により、共済組合の給付費については「国家公務員共済組合事業報告書」により推計した。

国民健康保険の給付金については対前年の傾向により推計した。

(D) 赤字公債利子

国債(内国債、外債、短期証券)、地方債(地方債、一時借入金)の利子額において、企業会計とみなすものの支払利子以外を政府の消費負債利子として推計して計上した。

なお、振替所得に計上した政府公債利子は、所得者が個人であるものを計上した。

なお、地方財政については、普通会計分のみを財政計画により暫定的に推計している。

五 29年度推計の改訂について

今回の30年度推計に際して、従来の推計方法を改めた部分があり、それに伴

なって29年度の推計方法にも改訂を加えた。また29年度推計当時、適切な資料がえられないまま暫定的に推計した部分についても、確定資料のえられたものはその計数に基づいて改訂を加えた。したがって從来発表した29年度の計数（旧推計という）と今回発表した計数（新推計という）との間には、相当の相違がみられるので、改訂した主要点について簡単に説明することにした。なお、本年6月、30暦年推計の際に、その一部については改訂済である。

(イ) 国民総生産費

(1) 分配国民所得

(A) 勤労所得

勤労所得は、総額において旧推計の3兆334億円から新推計の2兆9,620億円に大きく714億円減少した。

その減少した理由は以下述べるとおりである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業

農業の29年度分は旧推計においては28年度を基準とし、農家経済調査月報の雇傭労賃により延長推計していたが、30暦年の推計の際「29年度 農家経済調査年報」により修正を加えた。すなわち、同上年報により全国平均1戸当たり農業所得に対する雇傭労賃の比率を求め、これを、同年報により詳しく推計しなおした29年度農業個人業主所得に乘じ修正している。

林業の29年度推計が改訂されたのは、30暦年推計における30年四半期分割により、30年1~3月分が新たに求められたことによる。

旧推計の30年1~3月分は、29年10~12月分を基準として延長推計したものであった。

水産業における改訂の理由も、29年度は林業で述べたのと全く同様の理由による。

(ii) 農林水以外の産業

1 従業者数30人以上と、30人未満に人員を分割する基礎資料を改

正した。

29年報告の際は、「29年事業所統計調査」における従業者総数による規模30人以上を基礎にしていたのを、常備分については、労働省で特に鉱業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産業について常用労働者30人以上の事業所の人員を「29年事業所得統計」より特別集計したので、30人以上の常備人員の基礎にこれを用いた。

またこれを前後に延長する際、全規模を延長するに用いる「労働力調査」が、31年で修正されたので、これに接続するように統計局および国民所得課で修正したもの用いた。30人以上の延長に用いる「毎月勤労統計」も、30年5月で改正されたので、月末人員を用い改訂雇用指数によった。

2 1人当たり賃金の基礎になる「毎月勤労統計」を修正した。

前記のように30年5月に改正されたので、30年1~3月分は5月の新旧両調査の比率で、29年は27年と30年の直線補間にによって修正した。

3 30年1~3月分の30人未満の1人当たり賃金を求める際に用いる較差について、30年の「民間給与実態調査」を用いた。

4 公務 国家公務員給与の基礎になる人事院資料を訂正した。

地方公務員は、30年1月の「地方公務員給与実態調査」の結果がでたのでこれを用いた。

5 兼業、チャップ 基礎になる賃金俸給所得が変わったためである。

6 重役俸給 常備1人当たり賃金が変わったためと30年1~3月分は法人企業統計の30年分を用いたため改訂された。

(B) 個人業主所得

個人業主所得では旧推計の2兆3,885億円から新推計の2兆6,696億円へ499億円増加したが、その理由は次のとおりである。

(a) 農林水産業

農林水産業では、新推計でむしろ181億円減少した。その減少は基礎統計と推計方法の修正による。

すなわち、農業は30暦年推計に際し、すでに「29年度農家経済調査年報」により、地域別、階層別に算出を行ったので、旧推計（月報の農業所得による延長推計）を修正した。また、林業は、30暦年推計における30年四半期分割により、30年1～3月分が新たに求められたため改訂された（旧推計の30年1～3月分は29年10～12月を基準として延長推計したものであった）。

水産業も林業と全く同様の理由により、30暦年推計の際に修正された。

(b) 農林水以外の産業

農林水以外の産業では、旧推計より新推計が682億円増加した。すなわち、30暦年推計において、労働者数と同様に個人業主数の改訂が行われたばかりでなく、四半期別分割方法を修正したため29年度の計数を修正した。今回の推計で、さらに右の修正を次のように一部改訂した。

この改訂は、製造業および卸小売業の四半期分割方法の変更によるものである。従来、これら産業の四半期分割は「個人商工業経済調査」の営業利益と個人業主数の傾向によっていたが、今回の推計ではこれを、同調査の売上高（29年1～3月を基準として30年1～3月まで連絡させたもの）と個人業主数との相乗積を分割指標とすることとした。

(c) 個人資本所得

旧推計の752億円から新推計の759億円に7億円増加したが、これは新資料によって田畠小作料、宅地地代家賃（家屋床面積、宅地面積、固定資産税等）、その他（無体財産権収入）を改訂したためである。

(d) 個人利子所得

旧推計の1,465億円から新推計の1,470億円に5億円増加したのは、有

価証券利息（事業債利息）の推計を改訂したためである。

(e) 法人所得

旧推計の5,321億円から5,382億円に61億円増加したのは、国税庁の確定資料に基づいて免税所得などを調整したためである。

(f) 地方公企業剰余等

旧推計の562億円から新推計の615億円に53億円増加したが、これはまず30暦年推計に際し、国有林特別会計について一部改訂を行ったことと、今回さらに従来の暫定計数であった地方公企業剰余を、地方公企業年鑑による計数におきかえたことによる。

(g) 海外よりの純所得

旧推計の△287億円から新推計の△285億円に2億円増加したのは、従来の暫定計数を新資料によって改訂したためである。

(h) 政府と消費者の負債利子

この項目に変更はない。

（二）国民総支出

(1) 個人消費支出

個人消費支出は旧推計の4兆6,904億円より新推計4兆7,158億円と254億円増加した。

この相違は、飲食費、被服費等については旧推計においては、25年度国勢調査および29年度の傾向を基礎にして推計したものを、30年の国勢調査の結果が発表されたので改訂したことと、光熱費については従来25年の物的方針によるものをベースにして延長していたが、今回新たに29年も物的方法による推計に改め、その傾向により年度を改算したことによるものである。

(2) 政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス購入については、旧推計1兆4,071億円と新推計1兆4,070億円と1億円の相違は端数整理の関係であり、推計上の相違はない。

(3) 国内民間総資本形成

国内民間総資本形成は、旧推計1兆1,282億円から新推計1兆1,712億円と
昭和29年度国民所得と支出新旧推計対照表

(単位 10億円)

項目	区分	旧推計 A	新推計 B	(B-A)
分配国民所得		6,182.2	6,123.5	△ 8.7
勤労所得		3,033.4	2,962.0	△ 71.4
賃金及俸給		2,731.9	2,669.6	△ 62.3
その他の		301.5	292.4	△ 9.1
個人業主所得		2,388.5	2,438.4	△ 49.9
個人賃貸料所得		75.2	76.9	0.7
個人利子所得		146.5	147.0	0.5
法人所得		582.1	593.2	△ 11.1
官公事業剰余等		56.2	61.5	△ 5.3
海外よりの純所得		△ 28.7	△ 28.5	0.2
(控除) 政府と消費者の負債利子		71.0	71.0	0
調整項目		1,814.3	1,286.7	△ 27.6
間接事業税		744.6	748.9	△ 4.3
(控除) 補助金		15.2	15.2	0
資本減耗引当		584.9	558.0	△ 31.9
統計上の誤差と脱漏		△ 87.8	14.0	△ 101.8
国民総生産費		7,358.7	7,424.2	△ 65.5
個人消費支出		4,690.4	4,715.8	△ 25.4
政府の財貨サービス購入		1,407.1	1,407.0	△ 0.1
国内民間総資本形成		1,128.2	1,171.2	△ 43.0
経常海外余剰		133.0	130.2	△ 2.8
国民総支出		7,858.7	7,424.2	△ 65.5

430億円増加した。

この相違は、個人企業における生産者耐久施設、在庫品増減を個人業主所得の改訂に従って修正を加えたためである。

なお、個人住宅、法人企業の生産者耐久施設、在庫品の増減については相違はない。

(4) 経常海外余剰

旧推計1,330億円と、新推計1,302億円と28億円の相違があるが、これは新推計にあって確定資料をもって推計したことによる。